

掛川市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり手数料等の指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 3 月 27 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
SB ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 納入義務者から受ける歳入

証明書等交付手数料等（キャッシュレス決済対応分）

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで